

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約書に基づき、令和7年度浦添市立学校体育施設開放事業委託業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

(実施計画)

第2条 乙は、本契約締結後速やかに、甲に実施計画書を提出しなければならない。

2 乙は、前項の実施計画書の内容を変更しようとするときは、事前に変更実施計画書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

3 甲は、前2項により提出された事業計画について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

(使用許可申請報告)

第3条 乙は、下半期（10月から3月）分の下半期使用許可申請報告書を8月31日迄に甲に提出するものとする。

2 乙は、次年度の上半期（4月から9月）分の次年度使用許可申請関係報告書を3月20日迄に甲に提出するものとする。

(事業報告及び監督)

第4条 乙は、上半期（4月から9月）分の中間事業報告書を、10月31日迄に甲に提出するものとする。

2 甲は、必要に応じ乙の管理業務に対し、監督又は検査を行い、業務内容について指示することができるものとする。

(業務仕様書等の変更)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、業務仕様書を変更することができる。

(次年度使用団体の決定及び報告)

第6条 乙は、次年度の使用団体を決定し、次年度使用許可申請関係報告書と共に、3月20日迄に甲に報告するものとする。

2 乙は、新たに団体の登録及び使用許可申請があった場合は、使用の5日前迄に甲へ報告するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、本業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

(本業務の中止)

第9条 甲は、履行上必要があると認めるときは、乙に通知して、本業務の全部又は一部を中止させることができる。

(業務委託料の支払い)

第10条 甲は、本業務の対価として、頭書記載事項3に定める業務委託料（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する委託料については、次の表に定める月及び金額によるものとする。

区分	請求月	金額
第1期	令和7年4月	〇〇〇〇円
第2期	令和7年10月	〇〇〇〇円

3 甲は、乙から請求があったときは、請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

4 頭書記載事項3に定める消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定するものとし、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合は、当該契約金額は変更するものとする。

(年度事業報告及び管理運営委託料の精算)

第11条 乙は、本契約期間終了後30日以内に年度事業報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、これを審査し、業務仕様書に定めた管理運営委託料に不用額が生じた場合は、乙は、甲の指定する期間内に返還しなければならない。

(債務不履行に対する乙の責任)

第12条 甲は、乙が本契約に違反した場合、乙に対して履行を請求し、又は履

行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、本業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(機密の保持)

第14条 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、甲から提供された情報（有形無形を問わず、本契約の履行を行う上で得られた情報等（本契約に関連して甲から乙へ提供された業務上、その他すべての情報を含む。）をいう。）について、浦添市セキュリティポリシーに準じて取り扱い、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。

3 本条の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年浦添市条例第20号）、浦添市個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年浦添市規則第23号）

を遵守しなければならない。

(第三者の権利侵害)

第 15 条 本業務において実施された方法が、第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める定義による。以下「知的財産権」という。）を侵害するとして、第三者との間において知的財産権に関する紛争が生じた場合、乙は乙の責任と費用負担において当該紛争を処理解決するとともに、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、甲と協議の上定めた仕様によるものなど、乙の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(契約期間)

第 16 条 本契約の期間は、頭書記載事項 2 のとおりとする。

(契約解除)

第 17 条 甲又は乙は、本契約期間中であっても、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、又はこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除し、又は乙に対し、委託料の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 正当な理由がなく本契約の内容を履行しなかったとき。

(2) 本契約の条項に違反したとき。

(3) 本契約内容を遂行することが困難であると認められたとき。

3 乙は、前項に規定する契約解除により損害を受けた場合においては、甲に対し、その損害の賠償を請求することができないものとする。

(合意による解除)

第 18 条 甲又は乙は、前条の規定によるもののほか、合意により本契約を解除することができる。この場合において、相手方に対し 6 箇月前迄に解除の申出をしなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による契約の解除により相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約終了時の措置)

第 19 条 原因の如何にかかわらず本契約が終了した場合、乙は、本契約に基づいて甲が乙に貸与又は提供したすべての技術資料及び甲から借用した貸与品

等を直ちに甲に返還するものとする。

- 2 甲は、履行期間に1箇月未満の端数日数が生じた場合、業務委託料はその日数に応じて日割計算した金額を乙に支払うものとする。

(不可抗力)

第20条 甲及び乙は、地震、火災、洪水、疫病、天災地変、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により、本契約に基づく全部又は一部の義務の履行が不能になった場合、可能な限り速やかに相手方にその事情を報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の不可抗力事由が継続している間は、本契約に基づく債務の履行及び不履行による責任を免れる。
- 3 甲又は乙は、第1項の不可抗力事由が相当期間継続し、本契約の目的を達成することができないと判断した場合、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償責任)

第21条 乙が本契約に違反したことにより甲が損害を被った場合、甲は、現実に発生した通常かつ直接の損害についてのみ、かつ、当該損害発生の直接の原因となった本業務の対価を限度として、乙に損害賠償の累積総額を請求することができるものとする。

(延滞金額等)

第22条 乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「損害金等」という。）を甲が指定した期間内に支払わないときは、甲は当該金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した延滞金を徴収する。

- 2 乙の支払うべき損害金等は、乙に対する支払いの中からその金額を控除し、なお不足額が生ずるときはさらに追徴する。ただし、乙に対する支払いがない場合、乙は甲の定めるところにより損害金等を納入しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 乙が行った本業務につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙は当該第三者に現実に発生した通常かつ直接の損害についてのみ、かつ、当該損害発生の直接の原因となった本業務の対価を限度として賠償額を負担する。ただし、当該損

害が乙の故意又は重過失による場合は、損害賠償の上限は適用しないものとする。

2 第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(紛争の解決)

第 24 条 本契約に関し生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 25 条 本契約に定めのない事項等に疑義が生じたときは、甲乙信義に基づき誠実に協議の上これを決定し、書面で確認するものとする。